

瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定

瀬戸市(以下「市」という。)と 会社(以下「企業」という。)との間において、企業の瀬戸工場(以下「工場」という。)について、下記のとおり瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、環境の保全及び創造に関して、市及び企業の責務を相互に確認することにより、公害を未然に防止するとともに、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の構築を目指し、もって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために必要な良好な環境を確保することを目的とする。

(相互協力)

第2条 市及び企業は、瀬戸市環境基本条例(平成13年瀬戸市条例第10号。以下「条例」という。)に定める基本理念を尊重し、その目的を達成するため相互に協力するものとする。

2 企業は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害(条例第2条第3項に定める「公害」をいう。以下同じ。)を防止し、環境を適正に保全するため必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、企業の事業活動による環境への負荷の低減、公害の防止又は環境の適正な保全に向けた取組みの支援に努めるものとする。

(環境負荷の低減)

第3条 企業は、環境への負荷を低減するため、資源の有限性を認識し、その合理的かつ循環的な利用に努めるものとする。

2 企業は、その事業活動に伴って生ずる公害を未然に防止するため、原料の調達、製品の生産、製品の出荷、廃棄物の排出その他すべての事業活動において、環境への負荷の少ない方法へと転換するよう努めるものとする。

(協定細目)

第4条 市は、この協定の運用に関して必要な事項について、環境の保全及び創造に関する協定細目(以下「細目」という。)を定めるものとする。

2 市は、前項の規定により細目を定めようとするときは、あらかじめ、企業の意見を聴くものとする。

(協定基準の遵守)

第5条 企業は、その事業活動によって生ずる排水、騒音その他の公害の未然防止に関する項目について、細目に定める基準(以下「協定基準」という。)を遵守するものとする。

2 法律、条例その他の法令の改正により、前項の基準よりも厳格な規制基準が存することになった場合は、前項の規定にかかわらず、当該法令に定める規制基準を協定基準とする。

(測定の実施と報告)

第6条 企業は、前条第1項の項目について、細目に定める方法によりこれを測定するものとする。

2 企業は、前項の測定結果について、細目に定める方法により市に報告するものとする。

(自主基準の設定)

第7条 企業は、第5条の協定基準を達成するため、より厳格な基準(以下「自主基準」と

いう。)を定めることができる。

2 市は、自主基準の達成のために必要な助言又は指導を行うことができる。

3 前条の規定は、自主基準について準用する。

(環境保全計画)

第8条 企業は、工場において公害を防止し、自然環境を適正に保全するために、その事業活動及び組織を体系的に整理し、環境の負荷を軽減するための計画(以下「環境保全計画」とする)を策定するものとする。

2 企業は、前項の環境保全計画を実行し、その計画の達成度に応じて随時、環境保全計画の改定を行うよう努めるものとする。

3 市は、企業が行う環境保全計画の策定又は改定にあたり、必要な助言又は指導を行うものとする。

(報告の軽減・免除)

第9条 市は、環境保全計画によって持続的に環境への負荷が軽減されると認められ、かつ継続して協定基準が遵守されていると認められる場合には、第6条に定める計測又は報告を簡易なものとするすることができる。

2 市は、前項の規定により計測又は報告を簡易なものとした場合においては、これを企業に通知するものとする。

(環境マネジメントシステムの推奨)

第10条 企業は、工場を適用施設としてISO14001その他細目に定める環境マネジメントシステムの認証を受けた場合は、これを市に報告することができる。

2 前条の規定は、前項の報告を受けかつ継続して協定基準が遵守されている場合について、準用する。

3 企業は、第1項の報告をした場合において、当該認証が失効したときは、速やかにこれを市に報告するものとする。

(従業員教育)

第11条 企業は、従業員、下請事業者その他企業の事業活動に従事するすべての者に対して、公害の防止及び自然環境の適正な保全についての意識向上を図るため、教育又は啓発を徹底するものとする。

(地域環境の保全等)

第12条 企業は、工場周辺の地域住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するよう努めるものとする。

(地域緑化、温暖化防止)

第13条 企業は、工場所在の地域の緑化に努めるとともに、細目に定める緑化についての基準を遵守するものとする。

2 企業は、工場周辺の道路の清掃、路上駐車防止その他地域の美化に努めるものとする。

3 企業は、地球温暖化を防止するため、工場における電力使用量及び燃料消費量の削減その他の方法により二酸化炭素その他の地球温暖化物質の排出量を低減するよう努めるものとする。

(廃棄物対策)

第14条 企業は、その事業活動によって生ずる全ての廃棄物について、自己の責任において適正に処理するものとする。

2 企業は、その事業活動によって生ずる廃棄物を削減し又は再資源化を推進するために、

その事業活動及び組織を体系的に整理するよう努めるものとする。

(緊急時対策)

第15条 企業は、工場の施設及び設備の故障、破損その他重大な事故によって、公害が発生し、又はそのおそれが生じた場合には、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかにこれを市に報告するものとする。

2 前項の場合において、市が必要な措置を指示したときは、企業はこれに従うものとする。

(関連企業の指導及び監督)

第16条 企業は、工場の敷地内に所在し、又は活動する事業者に対して、協定基準その他この協定の定める事項の遵守を指導し、監督するものとする。

(情報提供)

第17条 市は、環境への負荷の低減、公害の防止又は自然環境の適正な保全に関して、企業が環境保全計画を作成し、又はこの協定の目的を達成するために必要な情報を提供するものとする。

(取り組みの広報)

第18条 市は、企業が次の各号のいずれかを達成し、かつそれが他の事業者の模範となると認められる場合には、これを環境保全に向けた優良な取り組みとして広報することに努めるものとする。

(1) 協定基準又は自主基準の達成

(2) 環境保全計画の目標の達成

(3) 環境マネジメントシステム認証の継続

(報告及び立入調査等)

第19条 企業は、市がこの協定に関する事項について報告を求めた場合においては、これを報告するものとする。

2 企業は、市がその職員又は市が必要と認めた者(以下本条において「市の職員等」という。)を工場に立ち入らせ、この協定に関する事項について調査させることを求めた場合においては、これに協力するものとする。

3 前項の場合において、企業は、市の職員等に対しその身分を証する書類の提示を求めることができる。

4 第2項の場合において、市の職員等は、防護具の着用その他企業が通常行う災害防止についての規律に従うものとする。

5 市及び市の職員等は、第1項の報告又は第2項の調査により知り得た企業の秘密を漏らし、又は窃用してはならないものとし、その違反に対しては、企業による損害賠償の請求を妨げない。

(事前協議)

第20条 企業は、次の各号に掲げる行為を行う場合においては、市と事前に協議し、その同意を得るものとする。

(1) 施設の新設及び増設。ただし、倉庫(当該施設内での作業(自走式クレーンの走行を含む)を伴わない施設で、延べ面積が100平方メートル未満のものをいう。)に係るものを除く。

(2) 生産設備又は生産品目の変更。ただし、細目に定める軽易な変更を除く。

(3) 施設の構造の変更

(4) 公害の防止又は自然環境の保全の方法の変更

(5) 工場又はその敷地の譲渡若しくは他の工場又はその敷地の譲受

(6) 工場の廃止

(解釈)

第 2 1 条 この協定の内容に疑義が生じた場合には、市及び企業の協議によりこれを定めるものとする。

2 この協定の解釈にあたっては、条例の定める基本理念に則るものとする。

(改正)

第 2 2 条 この協定の改正は、市及び企業の協議によるものとする。

2 市及び企業は、環境への負荷の低減、公害の防止、及び自然環境の適正な保全へ向けた取り組みが、社会情勢の変動や技術革新に伴って進化するものであることに鑑みて、適宜、この協定の改正に努めるものとする。

この協定を証するため、この協定書を 2 通作成し、それぞれ 1 通を保管する。

平成 年 月 日

市 瀬戸市追分町 6 4 番地の 1
瀬戸市
瀬戸市長 増岡錦也

企業 県 市 番地
会社
取締役社長